

任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十四日

広島県人事委員会

委員長 加藤 誠

広島県人事委員会規則第二号

任用に関する規則の一部を改正する規則

任用に関する規則（昭和二十七年広島県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第二十八条（略） （名簿の付加提示） 第二十八条の二 人事委員会は、前条の規定により任用候補者を提示する場合には、提示された者が任用を辞退する場合その他の不足に備え、当該任用につき当該名簿中提示される者の次位以下の得点者で当該職を志望すると認められる者があるときは、その者のうちから、任用候補者を高点順に付加して提示することができる。</p>	<p>第二十八条（略） （準用） 第三十六条 第五章及び本章の規定は、第十五条の二第一項の昇任候補者名簿について準用する。この場合において、第十八条第一項中「採用試験」とあるのは「昇任試験」と、同条第三項中「広島県のウェブサイトにより公表する」とあるのは「昇任候補者に通知する」と、第二十一条中「採用候補者」とあるのは「昇任候補者」と、第二十二号中「採用試験」とあるのは「昇任試験」と、第二十五条第二項中「広島県のウェブサイトにより公表する」とあるのは「昇任候補者に通知する」と、第二十七条中「採用試験の行われる職へ採用しよう」とあるのは「昇任試験の行われる職へ昇任させよう」と、第二十八条第二項中「採用すべき者」とあるのは「昇任させべき者」と、第三十二条中「当該昇任を」と読み替えるものとする。</p>

附則

この人事委員会規則は、令和四年四月一日から施行する。